

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 1 年度 (2 0 1 9 年度)
計画主体	小清水町

小清水町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：小清水町役場産業課商工観光係

所在地：斜里郡小清水町元町 2 丁目 1 番 1 号

電話番号：0152-62-2311

F A X 番号：0152-62-4198

メールアドレス：syoukoumgr@town.koshimizu.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ドバト・キジバト、ハシブト・ハシボソカラス、ユキウサギ、アライグマ、アメリカミンク
計画期間	平成31年度（2019年度）～平成33年度（2021年度）
対象地域	小清水町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度（2018年度））

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
エゾシカ	小麦	6.2ha	6,555千円
	大豆	3.4ha	2,197千円
	ビート	11.6ha	15,923千円
	小豆	2.0ha	1,177千円
	馬鈴薯	5.7ha	6,016千円
	人参	0.3ha	554千円
	小計	29.2ha	32,422千円
ヒグマ	ビート	0.8ha	1,075千円
キツネ	ビート	2.8ha	3,837千円
ドバト・キジバト	大豆	0.2ha	121千円
ハシブト・ハシボソカラス	ビート	0.2ha	328千円
	かぼちゃ	0.1ha	170千円
	デントコーン	0.1ha	52千円
	小計	0.4ha	550千円
ユキウサギ	小麦	0.2ha	190千円
	大豆	0.5ha	334千円
	ビート	2.2ha	2,991千円
	小計	2.9ha	3,515千円
アライグマ	不明	不明	不明
アメリカミンク	不明	不明	不明

(2) 被害の傾向

エゾシカは、鹿侵入防止柵の補修や嵩上げなどにより、農地等への侵入を防止しているが、常に防護柵の周辺を歩き侵入できる箇所を伺っており、倒木や冬期間などにより破損した箇所から侵入しているため、依然として農作物の被害が発生している。

また、防護柵の設置が困難な河川などからも侵入するため、河川付近の農地も多くの被害が発生している。特に沢沿いや山林が多い神浦・上徳・共和・水上地区において被害が多く発生している。

ヒグマは、近年個体数の増加が注目されており、本町においても近年捕獲実績が無く、個体数は増加していると思われる。また、防護柵を乗り越えたり、防護柵の下の土を掘るなどして侵入するため、乗り越える際に破損などした場合、エゾシカの侵入にもつながってしまう。特に沢沿いや山林が多い神浦・上徳・共和・水上地区等において出没及び被害が発生しており、ビート、小麦、デントコーン畑で被害が拡大している。

キツネは、町内全域に生息しており、年間を通して農畜産物の被害や生活環境被害が発生しているほか、感染症の恐れなどについても懸念されている。

ドバト・キジバト、ハシブト・ハシボソカラスは、町内全域に生息しており、農作物の生育期間に被害が発生しているほか、年間を通して子牛等が襲われるなど被害が発生している。

ユキウサギは、農作物の生育期間に山沿いの神浦・上徳・共和地区等において被害が発生している。

アライグマ、アメリカミンクは、生息・被害状況は不明であるが、アライグマは近隣市町で生息が確認されているため、今後被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現 状 値 平成30年度 (2018年度)	目 標 値 平成33年度 (2021年度)	備 考	
エゾシカ	被害面積	29.2ha	26.3ha	10%削減	
	被害金額	32,422千円	29,180千円		
ヒグマ	被害面積	0.8ha	0.7ha		
	被害金額	1,075千円	968千円		
キツネ	被害面積	2.8ha	2.5ha		
	被害金額	3,837千円	3,453千円		
ドバト・キジバト	被害面積	0.2ha	0.1ha		
	被害金額	121千円	109千円		
ハシブト・ ハシボソカラス	被害面積	0.4ha	0.3ha		
	被害金額	550千円	495千円		
ユキウサギ	被害面積	2.9ha	2.6ha		
	被害金額	3,515千円	3,164千円		
アライグマ	被害面積	—	生息ゼロ		—
	被害金額	—			
アメリカミンク	被害面積	—	生息ゼロ	—	
	被害金額	—			

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣の捕獲要請 ・対象鳥獣のパトロール及び捕獲 ・射撃技術講習会の実施 ・農用地周辺の雑木刈り払い ・新規狩猟免許取得にかかる一部費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化と担い手不足 ・夜間の出没（柵内への侵入） ・集落、住民意識と自己防衛
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の点検 ・破損した防護柵の補修 ・防護柵設置部分の枝払い及び草刈り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマについては、通常の防護柵では農地への侵入を防ぐことができない。 ・積雪やヒグマにより破損した防護柵の金網や支柱の修繕。

(5) 今後の取組方針

関係機関等と被害情報の共有化を図り、対象鳥獣の個体を減少させるなど適切な方策を講じ、引き続き農畜作物被害の削減に努めるとともに、新たな猟友会員の確保や人材育成・捕獲技術向上など、捕獲体制を含めた連携強化を図る。
また広域的な対応が必要となる場合は、近隣町と連携を図り、被害防止に向けた効果的な対策を講ずる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を実施するとともに、銃器及び罠による捕獲体制を強化する。
また、ヒグマやエゾシカ等はライフル銃による捕獲が有効なため、ライフル銃の所持許可を受けている鳥獣被害実施隊員については、必要に応じライフル銃による捕獲体制を整備する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
31年度 (2019年度)	エゾシカ ヒグマ キツネ ドバト・キジバト ハシブト・ハシボソカラス アライグマ アメリカミンク	<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわなの設置 ・捕獲技術向上研修会 ・新規狩猟免許取得者に要する費用の一部助成
32年度 (2020年度)	同上	同上
33年度 (2021年度)	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

エゾシカについては、農地等に侵入する個体数の減少がみられなく、農業被害も依然として高いため、状況を勘案しながら捕獲数を設定する。
ヒグマについては、出没及び被害が発生した場合にのみ捕獲するため、捕獲数は設定しない。
その他の鳥獣については、過去の捕獲実績に基づき、関係機関と協議の上設定する。
アライグマ、アメリカミンクについては、生息を確認した時点で防除実施計画に基づき、計画的に捕獲数を検討する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	捕獲目標
エゾシカ	80	80	80	240
ヒグマ	—	—	—	—
キツネ	120	120	120	360
ドバト・キジバト	200	200	200	600
ハシブト・ハシボソカラス	200	200	200	600
ユキウサギ	10	10	10	30
アライグマ	—	—	—	—
アメリカミンク	—	—	—	—

捕獲等の取組内容
<p>エゾシカの捕獲は、年間を通して銃器・罠により実施。銃器については小清水町一円で、罠については出没状況を勘案しながら設置。</p> <p>ヒグマの捕獲は、出没及び被害が発生した場合に銃器・罠により実施。</p> <p>キツネの捕獲は、年間を通して銃器・罠により小清水町一円で実施。</p> <p>ドバト・キジバト、ハシブト・ハシボソカラスの捕獲は、4～9月に銃器により小清水町一円で実施。</p> <p>ユキウサギの捕獲は、5月～6月に銃器により小清水町一円で実施。</p> <p>アライグマ・アメリカミンクの捕獲は、生息を確認した時点において実施。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ヒグマやエゾシカ等はライフル銃による捕獲が有効なため、出没情報や被害状況に応じ、ライフル銃による捕獲を実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
エゾシカ	状況に応じて検討する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
31年度 (2019年度)	エゾシカ	・防護柵施設の定期点検 ・防護柵周辺及び農地周辺の雑草・雑木の刈払い ・防護柵の破損箇所の修理 ・パトロールの実施
32年度 (2020年度)	同 上	同上
33年度 (2021年度)	同 上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
斜里警察署小清水駐在所	住民等への啓発、立入・交通規制
北海道猟友会小清水支部 小清水町鳥獣被害対策実施隊	捕獲及びパトロールの実施
小清水町農業協同組合	農作業中における事故防止のための注意喚起 対象鳥獣の目撃情報等の収集
小清水町役場	対象鳥獣の捕獲指示、関係機関との連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小清水町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
小清水町農業協同組合	協議会の運営、被害防止施策の実施 農作物被害取りまとめ
小清水町鹿侵入防止柵設置協議会	協議会の運営、被害防止施策の実施 鹿防護柵施設維持管理
北海道猟友会小清水支部	協議会の運営、被害防止施策の実施 捕獲及びパトロール等の実施
小清水町役場	総括的な協議会の運営、被害防止施策の実施 有害鳥獣捕獲の指示等、関係機関との全体調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
オホーツク総合振興局	被害防止対策への指導・助言 有害鳥獣捕獲許可等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第9条第3項に規定する者とし、小清水町長が任命する。
関係機関と連携し、本町の被害防止計画に基づく被害防止対策を適切に実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体や残滓は、小清水町一般廃棄物処理施設において埋設処理する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし